

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介  
～文言侵害及び均等侵害が認められなかった判例～

平成26年(ワ)第25928号

原告：パイオニア株式会社

被告：いいよねっと株式会社

ガーミンリミテッド

2017年5月22日

執筆者 弁理士 田中 伸次

## 1. 概要

本件は、発明の名称を「ナビゲーション装置及び方法」とする特許権(特許第3442138号、以下「本件特許権」と記す。)を有する原告が、ナビゲーション装置を輸入・販売する被告に対し、これらの行為が上記特許権を侵害する旨主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金の支払を求めたところ、上記ナビゲーション装置は、上記特許権の文言侵害及び均等侵害の構成要件をいずれも充足しないとされた判例である。

## 2. 特許請求の範囲の記載

### 1) 本件特許権に係る発明

本件特許権に係る特許請求の範囲請求項1に記載の発明を「本件発明」という。

本件発明を構成要件に分説すると以下のとおりである。

- A. 移動体の現在位置を測定する現在位置測定手段と、
- B. 前記現在位置から経路地を含む前記移動体が到達すべき目的地までの経路設定を指示する設定指令が入力される入力手段と、
- C. 前記設定指令が入力され、経路の探索を開始する時点の前記移動体の現在位置を探索開始地点として記憶する記憶手段と、
- D. 前記記憶した探索開始地点を基に前記経路の探索を行い、当該経路を経路データとして設定する経路データ設定手段と、
- E. 前記移動体の現在位置と前記設定された経路データとに基づいて前記移動体を目的地まで経路誘導するための誘導情報出力する誘導情報出力手段と、
- F. 前記移動体の移動に基づいて前記誘導情報出力手段を制御する制御手段と、を備え、
- G. 前記制御手段は、前記記憶した探索開始地点と、当該経路データが設定され、前記移動体の経路誘導が開始される時点の当該移動体の現在位置を示す誘導開始地点と、が異なる場合に、前記誘導開始地点からの前記移動体の誘導開始に

基づいて前記誘導情報出力手段を制御する

H. ことを特徴とするナビゲーション装置。

従来のナビゲーション装置においては、経路探索中に走行していた場合等のように探索終了時に自車位置がいくつかの経由地をすでに通過しているような場合であっても最初に通過すべき経由予定地点（例えば、地点P1'）を目標経由地点としてメッセージを出力することとなっていた。

このため、経由予定地点設定終了のタイミングにおいて、経由予定地点P1'をすでに自車が通過していた場合でも、ナビゲーション装置は、次の目標経由地点はP1'地点である旨のメッセージを出力してしまうこととなっていた。

従って、このような誤ったメッセージを出力した場合、過った方向へ経路誘導されたり、操作者が当該位置をすでに通過したことを認識して、当該メッセージをキャンセルする等の動作を行わなければならない、操作性が低下するという問題点があった。

それに対して、本件発明は、経路の探索を開始する時点の移動体の現在位置を探索開始地点（図1のP<sub>0</sub>）として記憶手段に記憶する。現在位置から移動体が到達すべき目的地までの経路設定後、移動体を目的地まで経路誘導を開始するあたり、記憶した探索開始地点（P<sub>0</sub>）と、経路が設定され、経路誘導が開始される時点の移動体の現在位置（P<sub>x</sub>）を示す誘導開始地点とが異なる場合には、誘導開始地点からの誘導を開始する。

【図5】

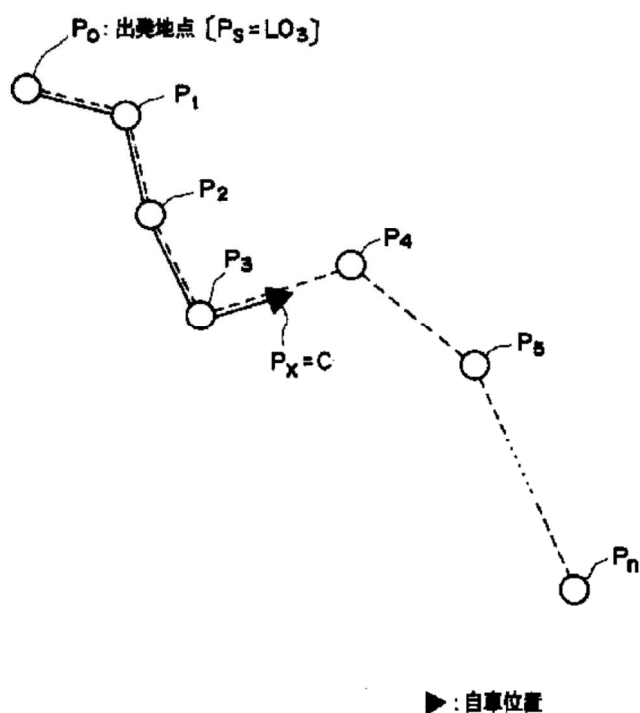


図1（本件明細書等の図5）

本件発明では，経路探索を開始してから，経路設定が為され，当該経路に基づいて移動体の誘導を開始するまでに，ある程度の時間を要する場合など，移動体が経路設定を開始した位置から移動したことにより，当該経路探索開始時に設定された交差点などの経由地を通過してしまうことがあっても，経路誘導を行う移動体の実際の現在位置に基づいて的確に経路誘導を行うことができる（本件明細書等の段落【0018】）。

## 2) 経過

本件特許に係る特許出願（以下、「本願」と記す。）の経過は，以下のとおりである。

平成 6年 4月 28日 出願（特願平6-91282号）  
平成12年 9月 8日 審査請求  
平成14年 7月 9日 拒絶理由通知の発送  
平成14年 9月 9日 意見書，手続補正書 提出  
平成14年10月 1日 拒絶査定（発送日）  
平成14年10月31日 拒絶査定不服審判請求  
平成14年12月 5日 前置移管  
平成14年12月25日 面接記録  
平成15年 1月21日 拒絶理由通知の発送  
平成15年 2月 5日 意見書，手続補正書 提出  
平成15年 6月10日 特許査定（発送日）  
平成15年 6月20日 登録

平成26年10月 9日 訴状送達

## 3. 被告装置

判断対象となった被告装置は，被告装置1から28である。被告装置1から28において，ルート探索が開始されてからルート探索が完了しナビゲーションが開始されるまでの間に，自動車を移動させたときの動作について説明する。当該動作は判決文添付の別紙1から4に示されている。以下に示すのは，被告装置1から10についての動作であるが，被告装置11から28についても同様である。画面については被告装置1についての画像であるが，被告装置2から28についても同様である。

- 1) 自動車の現在位置を表示させる。



- 2) 表示させた自動車の現在位置に留まったまま、目的地を「国営みちのく杜の湖畔公園」に設定する。目的地周辺の名称及び住所の情報が表示される。



- 3) 画面下部の「出発」のアイコンを選択するとともに、自動車の走行を開始する。画面上部に「ルート探索中」との文言が表示されている間に、前進した上で、最初の交差点を左折する。

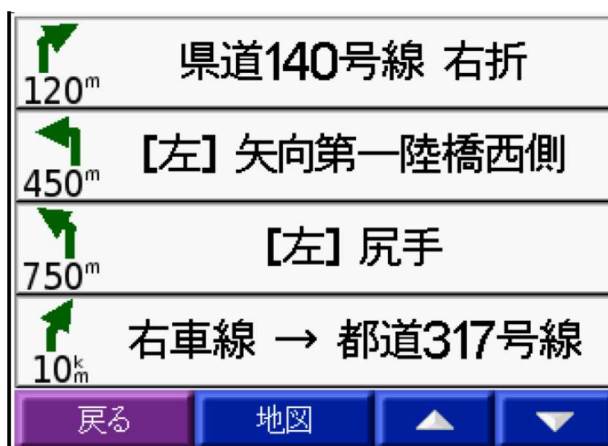


- 4) ルート探索が終了すると、2)で「出発」を選択した時点の現在位置から目的地に向かうルートが表示される。

画面左上に次の転換点における右折を指示する矢印が表示され、又は画面上部に次の転換点における右折を指示する文言が表示される。さらに、次の転換点における右折を指示する音声（「200メートル先続いて右です。」）が発される。



- 5) 4)の画面上部を選択すると、転換点における進行方向を示す矢印、当該転換点の先の道路名及び当該転換点までの距離が順次表示され、かつ、現在位置以降最初に通過する予定の転換点（県道140号線に向かって右折）が青く着色され、又は最上部に表示される。



#### 4. 訴訟での争点

訴訟で争点となったのは、以下の5点である。

- (1) 被告装置は本件発明の構成要件Gを充足するか。
- (2) 被告装置は本件発明と均等であるか。
- (3) 本件特許には無効理由があるか。
- (4) 本件訂正により本件特許の無効理由が解消したか。

(5) 原告の損害額。

裁判所は、争点(1)、(2)についてのみ判断した。

## 5. 裁判所の判断

### 1) 本件発明の構成要件Gについて

裁判所は、本件発明の構成要件Gを以下のように認定した(下線筆者、以下同様)。

本件発明の構成要件Gは、「前記制御手段は、前記記憶した探索開始地点と、当該経路データが設定され、前記移動体の経路誘導が開始される時点の当該移動体の現在位置を示す誘導開始地点と、異なる場合に、前記誘導開始地点からの前記移動体の誘導開始に基づいて前記誘導情報出力手段を制御する」というものであるから、上記構成要件の文言によれば、本件発明は、探索開始地点と誘導開始地点とを比較して両地点が異なることという要件を充たす場合に、所定の制御を行うものであることが明らかというべきである、と認定した。

### 2) 被告装置の動作について

裁判所は被告装置の動作を以下のように認定した。

被告装置においては、

- ① 経路誘導の計算が行われ、これが終了すると、出発地点P<sub>0</sub>から目的地P<sub>n</sub>までの経路を示す経路リンクのリストがメモリに保存され、
- ② 他方で、上記①の経路誘導とは独立して、継続的に、車両の現在位置Cと地図データの地図リンクとのマッチングが行われ、その際、車両の現在位置Cと、地図データのノード間を結ぶ地図リンクとを比較することで、車両の現在位置Cと一致する地図リンクを特定し、
- ③ 上記②のマップマッチングで特定されたリンクが上記①の経路リンクの一つと直接対応すると、道路境界領域の処理は行われず、その代わりに地図リンクと一致する経路リンクに基づいて誘導が行われ、他方で、現在位置Cが、マップマッチングによって特定された経路リンクに載っていない場合、所定の方法で絞り込んだ道路境界領域内のリンクと現在位置とを比較してリンク上に載っているか否かの判定をする

との作業が行われている、と認定した。

そして、被告装置では、探索開始地点と誘導開始地点とを比較して両地点が異なるか否かを判断するという作業は行われず、あくまで、車両の現在位置が所定の経路リンク上に載っているか否かが判定されているにすぎないから、被告装置は本件発明の構成要件Gを充足しないものというべきである、と判断した。

これに対し、原告は、原告は、本件発明の構成要件Gは、「移動体の移動の結果、誘

導開始地点（探索終了地点）が、設定された経路上の、経路予定地点を超えた地点となる場合において、当該移動体の誘導開始地点を基準とした経路予定地点についての経路誘導を行う」ことを意味するものであり、移動体が設定された経路上の経路予定地点を超えた位置にあるかを判断していれば構成要件 G を充足する旨主張した。

しかし、裁判所は、上記の主張は、構成要件 G の文言に明らかに反するものであるし、本件明細書の記載や本件特許に係る出願経過にも反するものであるから、到底採用することができない、とした。

加えて、裁判所は、被告が行った被告装置に係る走行実験の結果によれば、被告装置においては、経路予定地点の通過情報を利用していないものと認められるから、この点からも、原告の上記主張は採用できない。

また、原告は、本件特許出願当時の技術常識に照らせば、被告装置は、①探索開始地点を、当該地点を含むリンクに置き換える、②誘導開始地点を、当該地点を含むリンクに置き換える、③それぞれの地点を含むリンクを比較する、という方法により、探索開始地点と誘導開始地点が異なることを認識している旨主張した。

これについても、裁判所は、被告装置において、原告の上記主張に係る方法が実施されていることを認めるに足りる証拠はなく、…あくまで、車両の現在位置が所定の経路リンク上に載っているか否かが判定されているにすぎないと認められるから、原告の上記主張も採用できない、とした。

### 3) 均等についての主張について

原告は、仮に被告装置が本件発明の構成要件 G を文言上充足しないとしても、誘導開始地点と探索開始地点との対比を、誘導開始地点が含まれるリンクと、探索開始地点が含まれるリンクとの対比に置換した被告装置は、本件発明と均等である旨主張した。

### 4) 均等の第1要件について

裁判所は、本件発明が、車両が動くことにより探索開始地点と誘導開始地点の「ずれ」が生じ、車両等が経路予定地点を通過してしまうことを従来技術における問題とし、これを解決することを目的として、上記「ずれ」の有無を判断するために、探索開始地点と誘導開始地点とを比較して両地点の異同を判断することを定めており、この点は、従来技術にはみられない特有の技術的思想を有する本件特許の特徴的部分であるといえるとした。そのうえで、「ずれ」を判断する方法として、両地点を直接比較する方法以外の方法は本件明細書には何ら記載されていないこと及び本件特許に係る出願経過から、探索開始地点と誘導開始地点とを比較して両地点の異同を判断することが、本件発明の本質的部分であることは明らかである、と判断した。

#### 5) 均等の第2要件について

裁判所は、被告装置では、本件発明のように探索開始地点と誘導開始地点とを比較して両地点が異なるか否かを判断するという作業は行われず、あくまで、車両の現在位置が所定の経路リンク上に載っているか否かが判定されているにすぎないと認められるから、本件発明における探索開始地点と誘導開始地点とをそれぞれリンクに置換したとしても、被告装置で行っているリンク同士の比較とは異なるものとなると認定した。そして、原告が主張する上記置換によっても被告装置の構成に至ることはできない、と判断した。また、裁判所は、本件発明において、探索開始地点と誘導開始地点との比較をリンクとリンクとの比較に置き換えたとしても、同一のリンク上に探索開始地点と誘導開始地点とがいずれも存在する場合には、その地点同士の異同を判別できないため、この観点からも、上記置換によって本件発明と同じ効果を奏するものとはいえない、と判断した。

#### 6. 結論

裁判所は、被告装置が、本件発明の構成要件Gを実施しているものとは認められないし、本件発明と均等であるともいえないから、原告の請求は棄却するとの判決をした。

#### 7. 考察

本件では2つのポイントがあると考ええる。

##### 1) 権利範囲の限定解釈

原告は争いとなった構成要件 G について様々な主張を行ったが、いずれも認められなかった。本件特許権の権利範囲が、実施例レベルまで限定解釈されたためと考えられる。

本件特許権に係る請求項1の記載と、出願公開時の請求項の記載とを比較すると、構成要件に大きな違いがある。

本件特許は登録までの過程において、拒絶理由通知を、審査段階で一回(29条)、審判請求後の前置審査で一回(36条)、受けている。それらの対応で権利範囲が狭まるとともに、権利範囲を限定解釈する根拠となる主張が経過として記録されたのだと考えられる。

権利行使を検討する際には、審査や審判の経過を振り返り、権利範囲がどの程度まで限定解釈されてしまう可能性があるのか、見極めておくことが重要である。

##### 2) 技術者の協力

本件において、裁判所は被告装置の動作態様を認定する際に、被告が行った走行実験の結果に言及している。ソフトウェアの動作を第三者に理解させるのは困難なことも多いが、本件においては、被告装置の動作態様を客観的に示せる実験方法を被告が見出したと言える。裁判所が、被告装置は構成要件 G を充足していないと判断するのに、実験結果は大きく寄与したと考える。被告がこのような実験方法を見出せたのは、技術者の協力が欠かせなかったと推察する。特許訴訟においては、技術者の協力は不可欠である。 以上